

(別表-1-2) 養液栽培「化学合成農薬の使用基準(上限)」

H27.4.1 改正

分類	作物名(作型等)	化学合成農薬 使用回数 (使用成分×回数)		収穫期	備考	
			苗購入の場合			
野菜	養液栽培みつば	2	2	周年		
	養液栽培葉ねぎ	3		周年		
	養液栽培非結球レタス	5	2	周年	サラダ菜を含む	
	養液栽培ほうれんそう	1	1	周年		
	養液栽培クレソン	3	2	周年		
	養液栽培トマト	促成(長期)	28	26	10～6月	
		促成(短期)	21	19	10～2月	
		半促成(収穫期 2～6月)	17	16	2～6月	
		半促成(収穫期 4～7月)	15	14	4～7月	
		抑制	15	14		
	養液栽培ミニマト	促成	23	21	10～6月	
		半促成	15	13	4～6月	
		抑制	16	14	8～12月	
	養液栽培ピーマン	促成	27		11～6月	
		半促成	27	26	4～11月	
養液栽培セルリー	7	6				
養液栽培いちご	促成	21	15		化学合成農薬はランナー切り離し以降の使用回数	
果樹	養液栽培ブルーベリー	バックカルチャー	3		置肥しないこと	

(注1) 算出根拠

①化学合成農薬使用回数:「環境にやさしい農業」推進に係る企画検討会議技術部会で定めた延べ成分使用回数の1/2